

● 電話再診による診療・処方せん発行の終了について

当院では、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の特例措置により、定期受診されている患者さんのうち、医師が電話での診察が可能と判断した患者さんに対して電話での再診による処方せん発行を行っていましたが、このたび、厚生労働省より、この特例措置を終了するとの通知がありました。

つきましては、当院においても、**電話再診及び電話再診による処方せん発行を令和5年7月31日をもって終了**とさせていただきます。

(当院では、情報通信機器を用いたオンライン診療は行っておりませんので、8月1日以降の処方せん発行については、従来通り医師との対面での診察が必要です。)

ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。



兵庫県立西宮病院

